

立体駐車場の所有者、管理者、利用者の皆様へ

平成 24 年 8 月 23 日

機械式立体駐車場の安全対策の強化について

公益社団法人 立体駐車場工業会

立体駐車場工業会では、これまで機械式立体駐車場の安全確保のため、安全性を含めた技術基準の策定及び同基準への適合の認定、パンフレットの作成や講習会の開催等の啓発活動に取組んで来ました。

今般、大阪府茨木市で利用者のお子様がパレットと梁の間に身体を挟まれて死亡した事故（本年 4 月 2 日）、岩手県花巻市で利用者のお子様が機械に挟まれて死亡した事故（本年 7 月 23 日）等の痛ましい事故が発生したことを真摯に受け止め、機械式立体駐車場の安全対策を強化するため、新たに以下の取組みを実施します。

1. 安全対策の強化の基本的な考え方

（1）上記の事故が発生した「昇降・ピット式」及び「エレベータ方式」の機械式立体駐車場の安全強化対策に最優先に取組む。

※「昇降・ピット式」：昇降装置のみを備えた装置で駐車パレット（2段または3段）の最上段以外は地下部分（ピット部分）に収納させる方式

※「エレベータ方式」：自動車を格納する棚と自動車昇降装置を組み合わせて立体的に駐車する方式

（2）機械式立体駐車場の安全強化に向けた活動の充実を図り、他の機種においても更なる安全性の向上を目指す。

2. 安全対策の強化の概要

事故の状況及び機械式立体駐車場の利用実態を踏まえ、安全対策の強化として以下の取組みを行います。

（1）技術基準の見直し

機械式立体駐車場の技術基準の内容を以下のとおり見直します。なお、現時点で認定申請中の案件に対しても、この見直しの内容を適用することとします。

① 昇降・ピット式の機械式立体駐車場

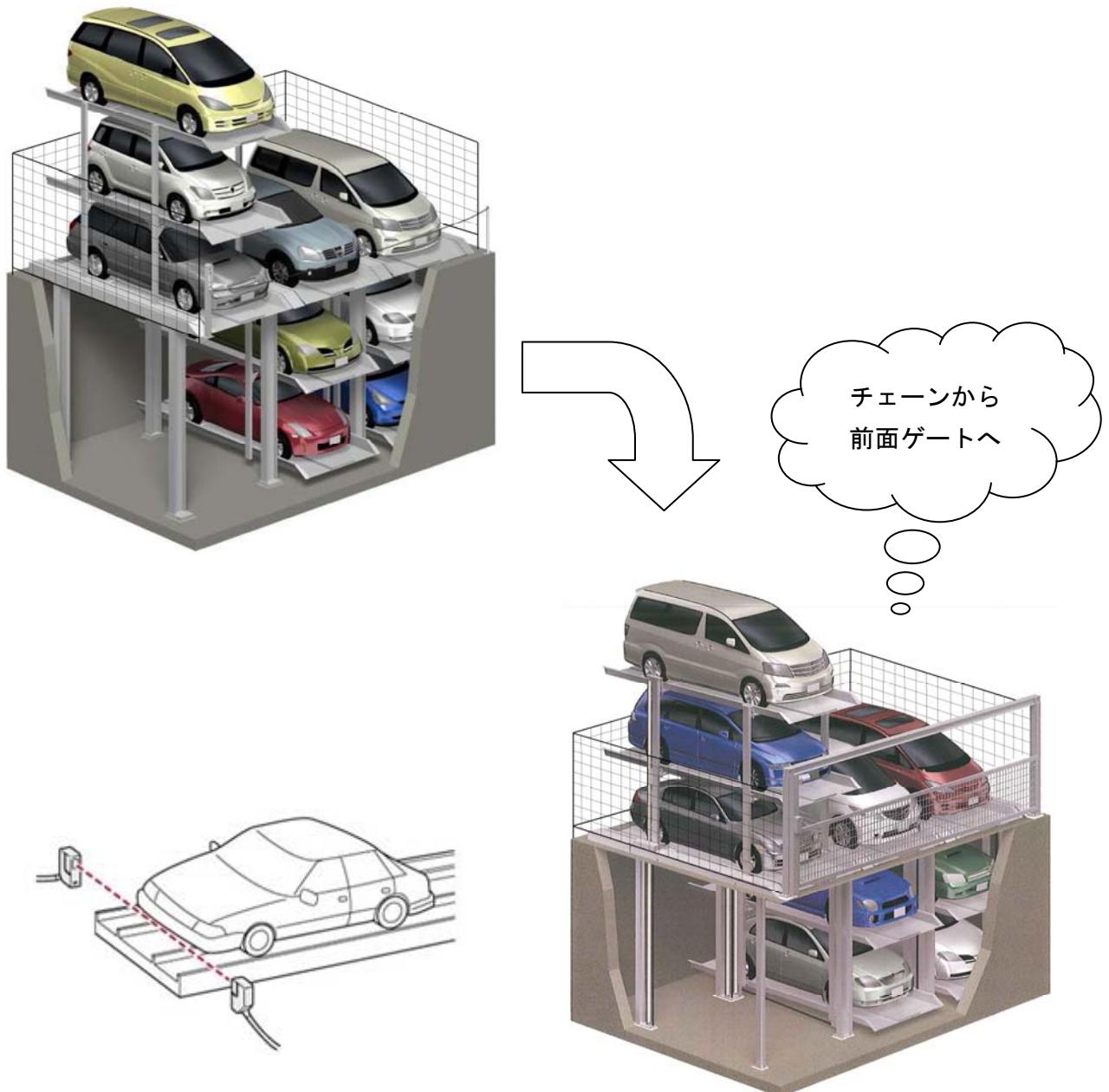
昇降・ピット式の機械式立体駐車場の前面（乗り込み面）には、人の侵入防止を目的としたチェーン等を設けることとしているが、チェーンを掛けないで放置される場合があり、また、子供がすり抜けられる状況にある。

【技術基準の見直しの内容】

乗り込み面は、前面ゲートを設けるように技術基準を改訂する。改訂に併せ、
チーン設置の基準は廃止する。

※ 基準の見直しに際し、既設の駐車場についても、同様の措置を駐車場管理者等に要請する。仮に前面ゲートの設置が困難な場合は、侵入検知センサーの設置を要請する。

〈昇降・ピット式駐車場〉



侵入検知センサー（例）

② エレベータ方式の機械式立体駐車場

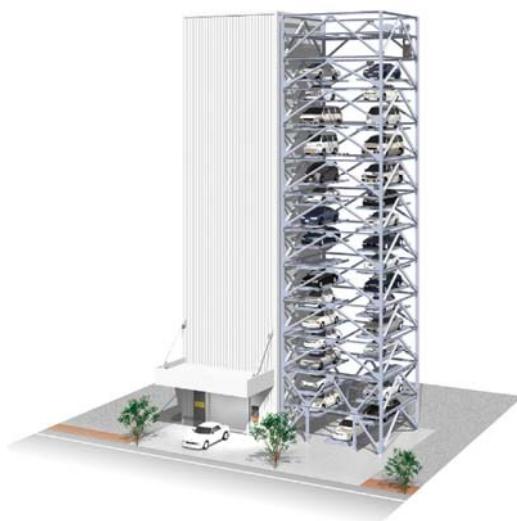
機械式立体駐車場の操作にあたっては、予め安全を確認することを取扱者（専任の操作員又は利用者）の遵守事項としているが、操作前の無人確認が必ずしも徹底されていない等、遵守には限界が見られる状況にある。

【技術基準の見直しの内容】

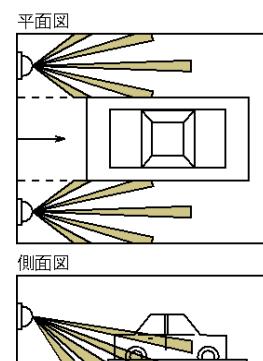
エレベータ方式駐車場内に安全性向上のため、人感センサーの設置を必須とするように技術基準を改訂する。

※ 基準の見直しに際し、既設の駐車場についても、同様の措置を駐車場管理者等に要請する。

〈エレベータ方式駐車場〉



人感センサー設置（例）



（2）教育・啓発活動の推進

機械式立体駐車場の取扱や危険性についての教育・啓発活動をより積極的に実施する。

新しい教材を制作するとともに、効果的な注意喚起策を検討・実施する。

（3）当工業会の組織体制の拡充

上記の安全対策の強化を実施するうえで、外部有識者の参画を図り、安全性向上に向けた推進体制の充実を図る。

前面ゲート、センサーは取扱者になり代わって安全（無人）確認をするものではありません。
駐車装置を運転操作する場合は、取扱者が無人確認を行う必要があります。



公益社団法人 立体駐車場工業会